

EU法規制情報

REACH規則：パーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩

REACH規則は、同規則が定める「認可候補物質リスト（Candidate List of substances of very high concern for Authorisation）」に登録された化学物質を含有する成形品（繊維製品を含む）をEU域内で製造または輸入する事業者に対し、規定要求事項の遵守を義務づけています。

2017年7月7日、この認可候補物質リストにパーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩(PFHxS)が追加されました。

規定要求事項の内容は、以下の通りです。

化学物質	要求事項
パーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩 (PFHxS) (Perfluorohexane-1-sulphonic acid and its salts(PFHxS))	【成形品中に0.1重量%を超えて含有されている場合】 ・ 川下ユーザーに対して、成形品の安全に関する情報（少なくとも物質名）を伝達しなければならない。 ・ 消費者から要求があった場合には、成形品の安全に関する情報（少なくとも物質名）を45日以内に提供しなければならない。
	【成形品中に0.1重量%を超えて含有されており、且つ成形品中に含まれる総量が年間1トンを超える場合】 ・ 川下ユーザーに対して、成形品の安全に関する情報（少なくとも物質名）を伝達しなければならない。 ・ 消費者から要求があった場合には、成形品の安全に関する情報（少なくとも物質名）を45日以内に提供しなければならない。 ・ 欧州化学品庁（ECHA）へ届出を行わなければならない。

「パーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩」が加わり、現在174の物質が認可候補物質リストに登録されています。

お問い合わせ先

東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室

☎ 03-5759-4120 （担当：志賀・小林・宮）